

宇治市墓地公園条例の一部を改正する趣旨について

1 条例改正の趣旨

令和3年7月に供用開始した合葬式墓地において、合葬室と記名板は当初の想定程度の申請をいただいているが、個別安置室についてはかなり少ない申請状況であるため、これまで利用者または利用を検討されている方からいただいたご意見を参考に、より魅力ある施設となるよう条例の改正を提案するもの。

個別安置室		実績（令和5年度1月末現在）		
年度	当初の想定	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	1年あたり 46件	5件	2件	5件

2 条例改正のポイント

個別安置室の開始日を、現行の「許可日から」を「安置した日から」に変更することで、確実に10年、または20年間個別安置室に安置されることから、今後、生前予約を考えている方からの申込みが期待できる。

3 申請済の方への対応

すでに個別安置室を申し込まれた12件については、起算日の変更を行い、安置した日からとすることで対応。

4 施行日

令和6年4月1日施行